

公害医療機関 各位

神戸市健康局保健所保健課

公害健康被害補償制度の被認定者に対する 高齢者肺炎球菌の定期予防接種の取扱いについて

平素は、公害健康被害補償制度の実施にご協力いただき御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 10 月 1 日より実施されております高齢者肺炎球菌定期予防接種の接種料金について、公害健康被害補償制度の被認定者については、下記のとおり公害診療報酬にて対応しておりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 接種料金の取扱いについて

平成 26 年 10 月 1 日より高齢者肺炎球菌の定期予防接種が実施されておりますが、公害健康被害補償制度の被認定者に係る接種料金については、定期予防接種の対象者であっても、下記のとおり、公害診療報酬にて対応しております。

※肺炎球菌ワクチンは、呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症予防に有効であるとされていることから、認定疾病の続発症予防として使用される場合の接種料金については、従前どおり公害診療報酬として請求していただくこととします。

なお、今後も定期接種の対象者だけでなく、神戸市の全ての公害被認定者の接種料金が、自己負担することなく、公害診療報酬にてご請求いただけますので、ご注意ください。

2. 接種に係る患者様への説明について

公害被認定者については、予防接種法による定期接種対象以外の方であっても、公費助成による接種が可能です。ただし、定期接種対象外の方が接種を希望する場合は、健康被害の救済制度が定期接種と異なる旨を、患者様へご説明のうえ接種を行ってください。

※定期接種の場合は予防接種法に基づく救済、定期接種対象外の場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済となります。

【神戸市公害診療報酬審査委員会事務局】

神戸市健康局保健所保健課 公害担当

電話 078-322-5248